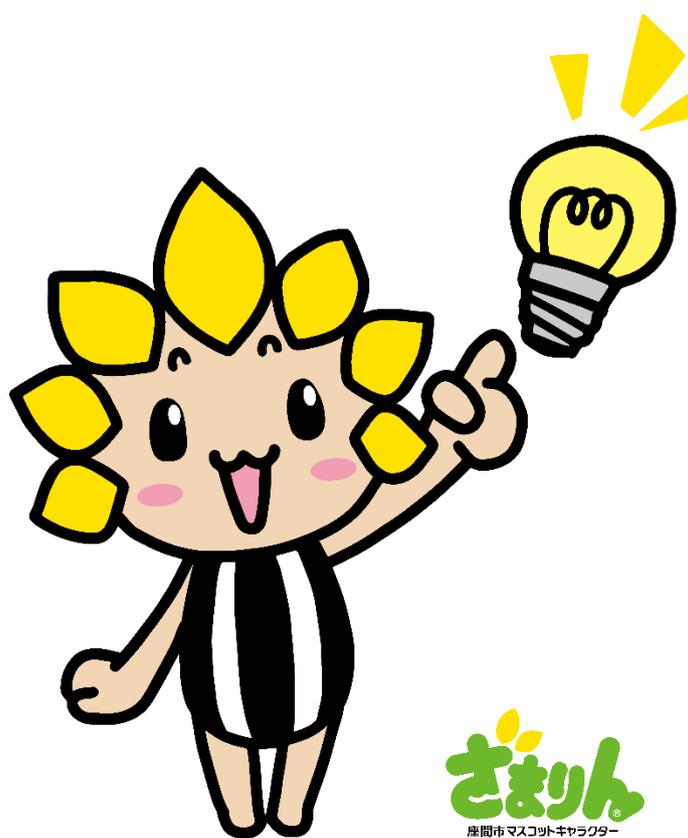


令和7年度 座間市
中小企業等LED照明器具導入支援補助金
手引き（請負業者向け）



令和7年4月
座間市くらし安全部ゼロカーボン推進課

はじめに

- 本手引きは、「座間市中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を補完し、請負業者が工事と補助金申請に係る委任を円滑にすすめるためのものです。
- 各種様式については、以下の市ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。
令和7年度 座間市中小企業等LED照明器具導入支援補助金
<https://www.city.zama.kanagawa.jp/shisei/seisaku/kankyo/1011746.html>
- 要綱及び手引きに記載のない事項については、座間市ゼロカーボン推進課へ確認してください。

注意事項

- 必ず、交付決定日以降に設備の導入に係る購入、設置工事を行ってください。交付決定前にこれらを行った場合、本補助金を受けることはできません。
- 受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。
- 提出書類を送付する際は、必ず受付窓口（書類郵送先）を市ウェブサイトで確認の上、送付してください。
- 提出書類の記入には、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。
- 申請書及び添付書類に不備や不足があると受付できません。
- 申請の内容により、追加で書類等の提出を求めることがあります。
- 申請書に記載する連絡先は、必ず連絡がとれるようにしてください。連絡が取れないことによる書類の不受理等について、市は責任を負いません。
- 予算を超える申請があった場合は、予告なく受付を締め切ります。
- 受付状況は、市ウェブサイトですぐ公開します。
- 交付決定後に導入する設備等の変更を行う場合は、設備の導入に係る契約（発注）、購入、設置工事を行う前に、必ずゼロカーボン推進課へ連絡してください。
- 郵送事故等による書類の不受理について、市は責任を負いません。確実な郵送のため特定記録郵便または簡易書留による送付をおすすめします。
- 本補助金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、補助事業者に対し交付済の補助金の返還を求めます。

1. 事業の概要

目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度を活用し、物価高騰の影響を受けた中小企業者等が自ら所有する事業所の照明器具を更新することで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

申請受付期間

令和7年4月15日（火）午前8時30分～令和8年2月27日（金）午後5時15分

※着手する日の14日前までに提出が必須条件になります。

※受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねますのでご承知おき下さい。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。

2. 補助対象

補助対象設備

市内事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条の規定による当該機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明（トップランナー基準を達成したLED照明）

補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) LED照明器具を設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。

※中小企業者等の定義

次のアからキまでのいずれかに該当する者

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカまでに掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者

補助対象経費

補助対象機器の購入及び設置工事に係る費用とします。ただし、次のものは含みません。

- (1) 消費税及び地方消費税額
- (2) 既存機器の処分に係る費用
- (3) その他補助対象機器の設置工事に直接関わらない経費
- (4) 補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費

補助要件

- (1) 市内の事業所に設置するもので、LED照明以外の既存の照明器具（以下「既存機器」という。）を補助対象機器に更新すること（設置工事を伴わない電球や蛍光管交換のみのもの及び可搬式のものの場合を除く。）。
- (2) 設置の請負工事業者は市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であること。
- (3) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (4) 専ら居住を目的とする事業所における機器更新ではないこと。
- (5) この補助金の申請時に、設置工事に着手していないこと。
- (6) 補助対象機器が未使用品であること。
- (7) 補助対象機器がリース品ではないこと。
- (8) 補助対象経費の総額が、10万円以上であること。

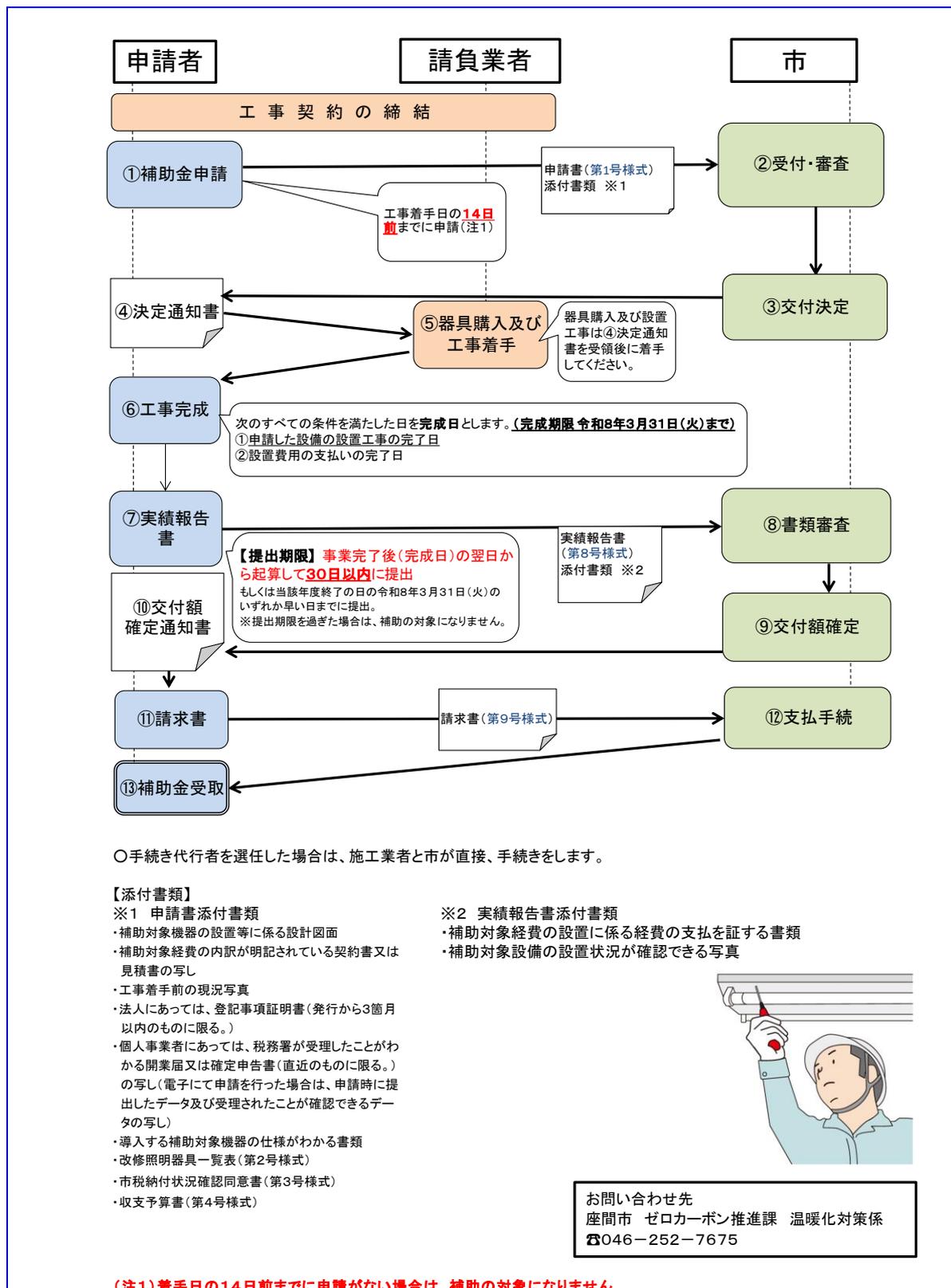
3. 補助額

交付する補助金の額は、補助対象経費の半額又は100万円のいずれか低い額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※補助金の交付は、1事業者につき1回限りとします。

※1回の申請で2箇所以上の事業所を補助対象とすることを妨げないが、1回の申請の補助金の額の上限は、100万円とします。

4. 補助事業の流れ



5. 申請（委任業務対象）

申請受付期間

令和7年4月15日（火）午前8時30分から

令和8年2月27日（金）午後5時15分まで（必着）

※着手する日の14日前までに提出が必須条件になります。

※提出書類の内容により、現地調査を実施する場合があります。

※受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねますのでご承知おきください。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。

※書類の記載には、黒または青のボールペンを使用してください。消せるボールペンの使用は認められません。

※申請書を訂正する場合は、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。

※申請書の提出は、ゼロカーボン推進課（本庁舎4階）へ直接持参していただくか、郵送もしくはメール（zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp）でご提出ください。

※一度ご提出いただいた書類はお返しできません。

提出書類

- (1) 中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 補助対象機器の設置等に係る設計図面
- (3) 補助対象経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (4) 工事着手前の現況写真
- (5) 法人にあつては、登記事項証明書（発行から3箇月以内のものに限る。）
- (6) 個人事業者にあつては、税務署が受理したことがわかる開業届又は確定申告書（直近のものに限る。）の写し（電子にて申請を行った場合は、申請時に提出したデータ及び受理されたことが確認できるデータの写し）
- (7) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類
- (8) 改修照明器具一覧表（第2号様式）
- (9) 市税納付状況確認同意書（第3号様式）
- (10) 収支予算書（第4号様式）

6. 決定

申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者を対象に、中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付決定通知書（第5号様式）を郵送します。原則、申請者（設置者）は、交付決定を受けてから補助対象設備の工事に着手することが必須です。

7. 実績報告（委任業務対象）

提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時15分まで

※提出書類の内容により、現地調査を実施する場合があります。

※書類の記載には、黒または青のボールペンを使用してください。消せるボールペンの使用は認められません。

※実績報告書を訂正する場合は、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。

※実績報告書の提出は、市役所ゼロカーボン推進課（本庁舎4階）へ直接持参していただくか、郵送もしくはメール（zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp）でご提出をお願いします。

※一度ご提出いただいた書類はお返してできません。

※実績報告書は、最終期限までに必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

提出書類

- (1) 中小企業等LED照明器具導入支援補助事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 補助対象経費の設置に係る経費の支払を証する書類
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

8. 額確定

実績報告書類の審査により、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付額確定通知書を送付します。

9. 請求（委任業務対象）

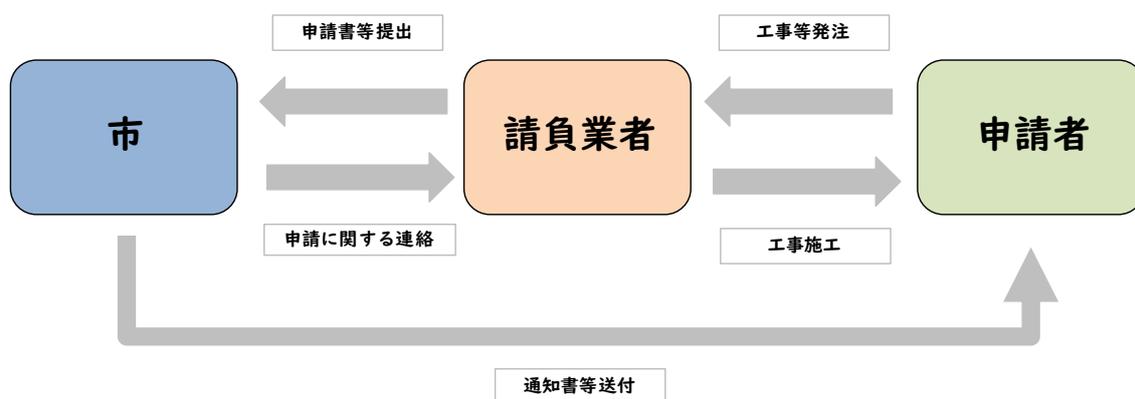
中小企業等LED照明器具導入支援補助金交付請求書（第9号様式）の提出に伴い、指定口座に補助金を振り込みます。

10. 申請者（設置者）の義務

申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備について、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から10年間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分、譲渡等をおこなう場合には、事前にゼロカーボン推進課へご相談ください。

11. 委任業務

委任業務にあたる場合は、下図のとおりです。



12. 問い合わせ先

座間市 くらし安全部 ゼロカーボン推進課 温暖化対策係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-252-7675

メール zerocarbon@city.zama.kanagawa.jp